

MOX燃料加工施設核燃料物質加工事業変更許可申請書の
一部補正の主な内容について

1. 申請書本文「加工の方法」および「加工施設の位置、構造及び設備」に関して追加・充実した主な内容

○加工の方法

- ・核燃料物質の動きを詳細に記載したフロー図および燃料製造工程全般の説明文を追加しました。

○加工施設の位置、構造及び設備

- ・加工の方法の充実化に伴い、新たに工業用水設備や空調用蒸気設備等を追加しました。
- ・各設備の台数や位置、その構造等をより詳細に記載しました。

2. 設計基準および設計基準事故に関して追加・充実した主な内容

<設計基準>

○核燃料物質の臨界防止（第2条）

- ・核燃料物質を取扱う装置で物理的に臨界が発生しないための容積を具体的に記載しました。

○火災等による損傷の防止（第5条）

- ・火災の感知や消火、影響軽減のための設計を具体的に記載しました。

○地震による損傷の防止（第7条）

- ・MOX粉末を取扱うグローブボックスを耐震Sクラスにするとともに、グローブボックスを設置する工程室についても耐震Sクラスとしたことを記載しました。

○外部からの衝撃による損傷の防止（第9条）

- ・竜巻や落雷に対する設計を具体的に記載しました。

<設計基準事故>

○設計基準事故の拡大防止（第15条）

- ・臨界や閉じ込め機能の不全が発生した場合の影響評価などを具体的に記載しました。